

平成 3 年 9 月 27 日
山梨県
県土整備部道路管理課
課長 水口 保一
電話 055-223-1695(内線 7250)

報道関係者各位

国道 300 号の土砂崩落による通行止めについて

令和 3 年 8 月 17 日（火）に発生した国道 300 号中ノ倉地内における土砂崩落については、被害が大規模であり、8 月 25 日（水）に情報提供させていただいた通り、通行の安全を確保する仮設工法等をこれまで検討して参りました。

当該現場は高所であり、法面の最頂部にかけて不安定な転石や浮石が残っていることから、施工中に道路に転石等が落下した場合、通行の安全を確保することが困難であるため、まずは法面の上部を抑える仮復旧工事を下記のとおり実施いたします。

一日も早い通行規制の解除を目指して参りますので、県民並びに関係者の皆様には引き続き、ご理解とご協力のほどよろしくお願ひします。

●規制状況（現在）

- ・ 区 間：身延町中ノ倉 中之倉ト利から百合切ト利までの 5.9km 区間
- ・ 日 時：令和 3 年 8 月 17 日 22：30～
- ・ 被災規模：高さ H＝約 120m 崩落土砂量 V＝約 800m³
- ・ 規制内容：全面通行止

●仮復旧工事

- ・ 内 容：法面上の不安定な岩塊等の除去および風化した法面の固定・保護
（法枠工、鉄筋挿入工、モルタル吹付工）
- ・ 期 間：令和 3 年 10 月上旬～令和 4 年 2 月下旬（予定）

※高所での作業となるので、モノレールを設置しての資材搬入や無人掘削機を利用するなど、安全な施工に努めます。

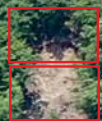
※仮復旧工事完了後に片側交互通行が可能となり、その後本復旧工事となります。

国道300号・土砂崩落平面図



— 規制区間

全景



①

②

①



②



工法イメージ (モノレール設置)



工法イメージ（無人掘削機）

